

## 第 1 章 大学基準協会の専門職大学院認証評価の概要



## 第1章 大学基準協会の専門職大学院認証評価の概要

### 1 大学基準協会の沿革

大学基準協会（以下「本協会」という。）は、戦後間もない1947年、アメリカのアクレディテーション団体をモデルに、46の国・公・私立大学を発起校として設立されました。本協会は、設立趣旨を「会員の自主的努力と相互的援助によってわが国における大学の質的向上をはかる」とし、設立当初から現在に至るまで、会員の会費で運営されている自立的な大学団体です。

本協会は、この設立趣旨のもと、1947年7月に「大学基準」を設定しました。さらに、専門分野ごとの分科教育基準の策定に着手し、獣医学、医学、歯学、薬学、看護学、工学等の諸分野の基準を策定してまいりました。

1951年には、設立趣旨を具現化するために、大学を設置する際の最低要件を定めるものであるとともに、会員大学が自主的かつ相互にその質を高めていくための向上基準である「大学基準」を用いて、本協会への加盟を希望する大学が正会員としての適格性を有しているかどうかを判定する「適格判定」制度を開始し、以後、本協会はわが国の大学の質的向上に資するべく活動をしてきました。

その後、1996年になると、各大学が実施する自己点検・評価を基礎とする新たな「大学評価」制度——正会員になるための加盟判定審査と、正会員に対し定期的に実施する相互評価——を導入しました。本協会は、この制度のもと、各大学がそれぞれの特色を活かして発展できるよう、各大学の理念・目的を尊重した評価を目指してきました。

### 2 大学基準協会と認証評価制度

2002年の学校教育法改正に伴い、2004年度以降全ての大学、短期大学及び高等専門学校は、文部科学大臣の認証を受けた評価機関（「認証評価機関」）による第三者評価を一定の周期で受けることが法的に義務づけられました（「認証評価制度」）。認証評価は、大学の教育研究等の総合的な状況に関する評価（機関別認証評価）と専門職大学院等の教育課程教員組織等に関する評価に大別され、前者は7年以内ごと、後者は5年以内ごとに受ける必要があります。この制度が導入されるにあたって、本協会はわが国で最初の大学の機関別認証評価機関として認証され、本協会が実施する大学評価が認証評価として機能することになりました。

専門職大学院は、科学技術の進展や社会・経済のグローバル化に伴う、社会的・国際的に活躍できる高度専門職業人養成へのニーズの高まりに対応するため、高度専門職業人の養成に目的を特化した課程として2003年に創設されました。理論と実務を架橋した教育を行うことを基本とし、少人数教育、双方向的・多方向的な授業、事例研究、現地調査等の実践的な教育方法をとること、実務経験を有する専任教員を一定割合置くこと、各専門職大学院が関係する産業界、職能団体、地域等との連

携を図りながら教育課程を設計することなどを必須としています。

本協会では、大学などからの期待や要請を踏まえ、2007 年以降、専門職大学院の認証評価を開始しており、現在では、9 分野（法科、経営系、公共政策系、公衆衛生系、知的財産、グローバル・コミュニケーション系、デジタルコンテンツ系、グローバル法務系、広報・情報系）の認証評価機関となっています。

### 3 大学基準協会の認証評価の特徴と内部質保証

本協会は、長きにわたり大学の教育研究活動の質を保証し、改善・向上を図る取組みを行ってきました。沿革にて説明したように、創立以来、評価基準の策定・改定のみならず、基準を用いた評価活動を展開するなかで、自己点検・評価に基づく評価といった新たな評価方法を導入し、評価の精度を高めてまいりました。昨今、少子高齢化やグローバル化、技術革新などが急速に進展するなか、直面する社会課題の解決に取り組む人材の育成が大学に強く期待されています。このような期待に応えるため、大学は自らの教育研究活動の質を維持・向上させ、とりわけ教育の質が授与する学位にふさわしいものであることについて社会への説明責任を果たしていかなければなりません。こうした状況を踏まえ、本協会の大学評価では、2011 年以降「内部質保証」を重視した評価を実施しています。この内部質保証の評価においては、その有効性を判断するため、大学が自らの教育活動等の質を保証するためのシステムを構築し、それを継続的に機能させているか否かを重視しています。

本協会では、専門職大学院認証評価においても、大学による自主的・自立的な教育の質保証を重視して基準の設定を行っています。

### 4 専門職大学院認証評価の目的

本協会の専門職大学院認証評価は、以下の目的のもとで行っています。

- ① 本協会が定める各分野の基準に基づき専門職大学院の諸側面を包括的に評価することを通じて、専門職大学院の教育研究活動の質を社会に対し保証すること。
- ② 認証評価結果の提示、評価を通じて見出された改善事項（「検討課題」及び「是正勧告」）等に関するプレゼンテーションの実施、「是正勧告」等に関する報告書（「改善報告書」）の検討とその結果の提示といった一連のプロセスを通じて、専門職大学院の改善・向上を継続的に支援すること。
- ③ 評価を通じて専門職大学院の社会的存在理由を明らかにすることに貢献し、専門職大学院が社会に対して説明責任を果たしていくことを支援すること。

### 5 評価基準

本協会が策定する各分野の基準は、専門職大学院の教育研究の質の維持・向上を目的とし、本協会において専門職大学院認証評価を行うために設定したものです。

本協会の実施する各分野の専門職大学院認証評価においては、専門職大学院に課せられた使命に基づきそれぞれが掲げる目的を尊重し、その目的の達成のためにどのような努力が払われ、成果を上げているのかという点を重視して評価を行うことを基本としています。そのため、評価基準において、学生に期待する学習成果を自ら明確にし、その修得に向けた教育を行っているか、そして学生の学習成果を把握・評価し、その結果等を踏まえて教育の適正性を検証のうえ、必要に応じた改善・向上策をとっているかといった観点から評価することが可能な基準を策定しています（評価基準の詳細については、第2章を参照）。

## 6 専門職大学院認証評価の基本方針

認証評価は、制度上、大学の自己点検・評価結果の分析、実地調査の実施、その他適切な方法によるものとされています（学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令）。本協会が実施する専門職大学院認証評価においても、各専門職大学院が基準とその下に設定された評価の視点等に基づき作成した「点検・評価報告書」等を用いた書面評価と実地調査により評価を行います。また、評価者は、ピアレビューを重要視するため、専門職大学院及び当該分野の大学院の教員を中心としています。

専門職大学院は、わが国の教育制度下にある大学の一課程として、教育基本法以下のさまざまな法令のもとに設置されています。専門職大学院認証評価にあたっては、これらの法令が遵守されているかに留意しながらも、本協会が独自に設定した分野の基準への適合状況を総合的に判断し、判定を行います。

## 7 申請の要件

評価実施年度4月時点において、専門職大学院として完成年度（2年）を経過していることが申請資格となります。また、最初の認証評価を受けた後は、法令に則して5年以内ごとに次の認証評価を受けるものとします。

各分野の認証評価の対象として規定している専門職大学院の要件については、各分野の基準の冒頭に記載しています。

## 8 評価組織・体制

本協会では、理事会のもとに原則として評価事業ごとに委員会を設けています。なお、法務系専門職大学院認証評価委員会では、法科大学院認証評価とグローバル法務系専門職大学院認証評価の2

分野の専門職大学院認証評価を担っています。また、認証評価委員会のもとには、目的に応じてさまざまな分科会が置かれるほか、理事会のもとには認証評価委員会とは独立するかたちで異議申立審査会が設けられています。

### 認証評価委員会

認証評価委員会は、各分野の専門職大学院認証評価を実施する中心的組織で、委員長及び副委員長、委員で構成されます（委員数・委員の区分は、「[専門職大学院認証評価に関する規程](#)」を参照）。さらに、幹事が配置されるほか、特別大学評価員が活動に参画することがあります。

### 認証評価分科会

認証評価分科会は、認証評価委員会の下部組織として、評価を申請した専門職大学院（専攻単位）ごとに設置します（それぞれの分科会構成等は、「[専門職大学院認証評価に関する規程](#)」を参照）。

認証評価分科会が各専門職大学院の書面評価と実地調査を担いますが、そこへ認証評価委員会の外部有識者委員や幹事、特別大学評価員が加わることもあります。参加の目的と活動は下記のとおりです。

|                                                                          |                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>外部有識者委員</b><br>（評価に大学外の有識者の意見を採り入れ、また評価の透明性を担保するために、認証評価委員会に加わっている委員） | <p>&lt;目的&gt;<br/>専門職大学院の状況と評価の方法・体制等を外部の目でもともに確認する。</p> <p>&lt;活動&gt;<br/>発言権はあるが議決権のないオブザーバーとして参加し、オブザーバー参加後は専門職大学院の状況や評価方法・体制等の課題等を認証評価委員会に報告する。</p> |
| <b>幹事</b><br>（委員長を補佐する職として、必要に応じ認証評価委員会に置かれる職）                           | <p>&lt;目的&gt;<br/>認証評価分科会の主査を補佐する。</p> <p>&lt;活動&gt;<br/>評価結果のとりまとめの補佐等を行う。</p>                                                                         |
| <b>特別大学評価員</b><br>（認証評価委員会の活動に参画し、評価が適切かつ円滑に実施されるように補助する職）               | <p>&lt;目的&gt;<br/>評価作業を補助する。</p> <p>&lt;活動&gt;<br/>評価結果のとりまとめに関すること等を行う。</p>                                                                            |

### **改善報告書検討分科会**

改善報告書検討分科会は、「適合」と判定された大学から提出された「改善報告書」の内容を検討するための組織です。なお、検討を行う内容と量に鑑み、改善報告書検討分科会を設置しない場合もあります。

### **追評価分科会**

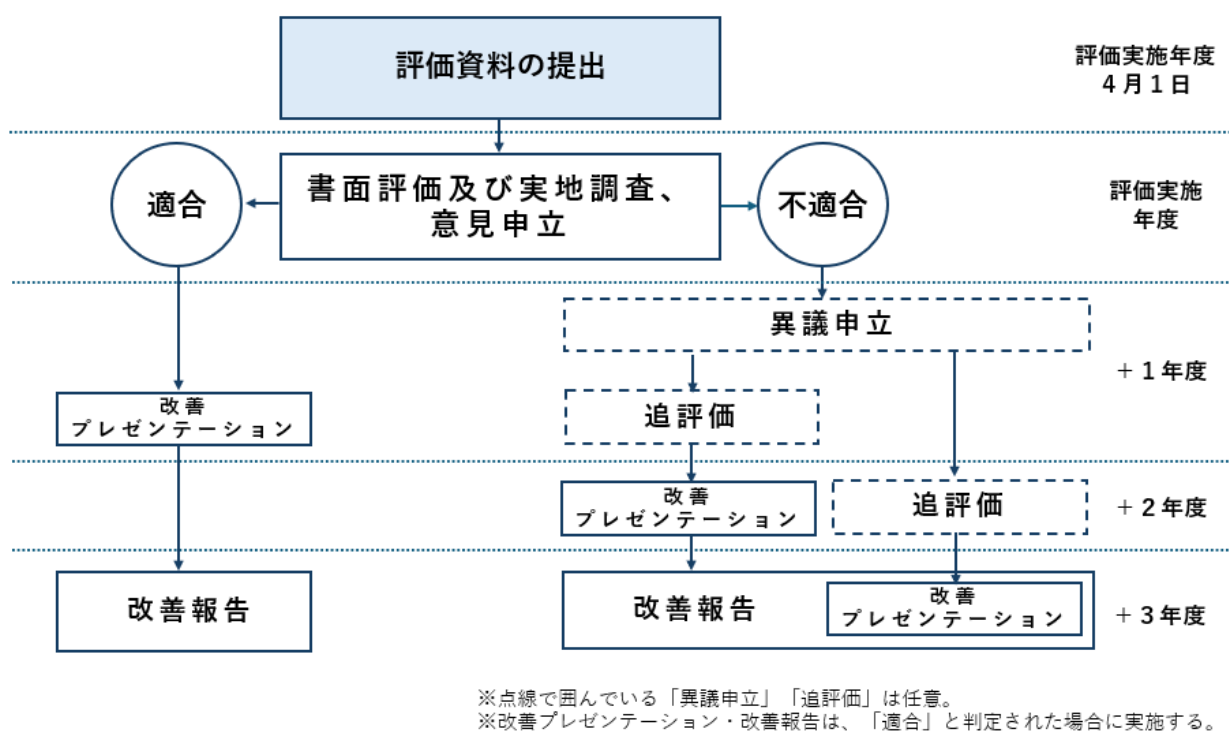
追評価分科会は、専門職大学院認証評価の結果、「不適合」と判定された大学から提出された「追評価改善報告書」をもとに、改めて基準に適合しているか否かについて判定する追評価を行う組織です。なお、「不適合」の判断に至った問題事項の内容に鑑み、追評価分科会を設置しない場合もあります。

### **異議申立審査会**

異議申立審査会は、専門職大学院認証評価又は追評価の結果、「不適合」と判定された大学から申し立てられた異議を審査する組織です。本協会の理事会のもとに、認証評価委員会とは独立した組織として設け、本協会の理事・監事、評議員、各種評価委員会・評価分科会・部会の主査・委員は就任できないこととし、審査体制・手続の適正性を確保しています。

## 9 評価のプロセス

専門職大学院認証評価のプロセスの概要は以下のとおりです。詳細については、専門職大学院は第3章を、評価者は第4章を参照してください。



(1) 評価資料の提出（評価実施年度4月1日）

専門職大学院には、評価資料として、各分野の基準を用いて自己点検・評価を行い、その結果をとりまとめた「点検・評価報告書」等の提出が求められます。なお、専門職大学院は、4月1日の評価資料提出前に、申請書や一部評価資料の草案をそれぞれ指定期日までに事前提出する必要があります。評価資料提出後には、評価手数料の納入も必要です（第3章参照）。

(2) 書面評価及び実地調査（評価実施年度4月～11月）

書面評価は、専門職大学院から提出される評価資料をもとに、認証評価分科会が行います。認証評価分科会は、評価を行うための会合（分科会）を開催し、書面段階での評価の結果を「評価結果（分科会案）」としてとりまとめ専門職大学院に送付します。当該専門職大学院は、「評価結果（分科会案）」に対する見解、質問事項への回答等を作成し、本協会に提出します。

実地調査は、書面評価を踏まえて認証評価分科会が行います。教育研究等に取り組む姿勢を実際

に確認しながら、評価の正確性・妥当性を確保するために必要な情報、資料等の収集や面談等を行うことのほか、認証評価分科会としての評価を確定させるため、評価者間で話し合う機会を持つことを目的としています。

書面評価及び実地調査の結果は、認証評価分科会が「評価結果（分科会最終案）」としてとりまとめます。

### **（３）「評価結果（委員会案）」の提示及び同案に対する意見申立（評価実施年度１月～２月）**

認証評価委員会は、認証評価分科会が書面評価と実地調査を通じて作成した「評価結果（分科会最終案）」をもとに「評価結果（委員会案）」を作成し、これを専門職大学院に送付します。当該専門職大学院は、「評価結果（委員会案）」に事実誤認等がある場合に、認証評価委員会に対して意見申立をすることができます。意見申立があった場合、認証評価委員会はその意見の妥当性を検討し、その結果を踏まえ「評価結果（案）」を作成します。

### **（４）理事会による最終決定（評価実施年度３月頃）**

理事会は、認証評価委員会の決定を尊重しつつ慎重に審議し、「評価結果」に関する最終決定を行います。

### **（５）「評価結果」の通知・公表（評価実施年度３月頃）**

本協会は、「評価結果」を専門職大学院に通知するとともに、ウェブサイトでの公表と文部科学大臣への報告を行います。

専門職大学院には、「評価結果」及び「点検・評価報告書」（認証評価にあたって提出したもの）を大学ウェブサイトに掲載することを求めます。

## 「評価結果」の構成

基準を用いて評価を行った結果として、「評価結果」には、判定、総評、評価の視点と基礎要件（第2章参照）に係る「概評」に加え、項目ごとに必要に応じて「提言」を記述します。また、大項目ごとに4段階の評定が付されます。

### 【提言の種類と内容】

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>長 所</b><br/>(実地調査後に記載)</p> | <p>① 当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、基本的な使命を実現するための取り組みとして成果が上がっている、又は十分に機能している事項。</p> <p>② 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、その目的を実現し特色の伸長につながる成果が上がっている、又は十分に機能している事項。</p>                                                                     |
| <p><b>特 色</b></p>                | <p>個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、＜長所＞として取り上げるには当たらないものの、成果が将来的に期待できる又は独自の目的に即した個性的な取り組みとして評価できる事項。</p>                                                                                                                                   |
| <p><b>検討課題</b></p>               | <p>① 専門職大学院に関わる法令事項又は当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、＜是正勧告＞には相当しないものの、改善を図るべき事項。</p> <p>② 個別の専門職大学院が掲げる目的に応じた事項に関し、当該専門職大学院の特色の伸長を図るために改善その他さらなる取り組みが必要と判断される事項。</p> <p>※＜検討課題＞の提言を受けた場合、その専門職大学院は、具体的な計画と措置を検討し、改善に向け努力することが必要となる。</p> |
| <p><b>是正勧告</b></p>               | <p>専門職大学院に関わる法令事項又は当該分野の専門職大学院として求められる基本的事項に関し、改善を図るべき特に重大な事項。</p> <p>※＜是正勧告＞の提言を受けた場合、その専門職大学院は、具体的な計画をもって措置を講じ、必ず改善することが必要となる。</p>                                                                                                |

「評価結果」において、「適合」か「不適合」かの判定は、上記の提言のうち、「是正勧告」の状況を総合的に判断して行います。具体的には、「是正勧告」の内容を検討した結果、専門職大学院としての質に重大な問題があると判断された場合、基準に適合していないと判定されることとなります。

### 【評定の基準】

「評価結果」には、大項目ごとに評定が付され、公表されます。評定は、当該専門職大学院が基準に照らしてどのような状態にあるかを以下の4段階のいずれかで表したものです。

なお、専門職大学院基準は、それぞれの専門職大学院が掲げる目的の達成状況等を重視した評価を行うことができるよう設定されたものであるため、同じ評定であっても大学ごとの状況は異なります。評定は、あくまで各大学の「評価結果」を理解する補助としての位置づけであることに、留意してください。

|   |                          |
|---|--------------------------|
| S | 該当分野の基準に照らして極めて良好な状態にある。 |
| A | 該当分野の基準に照らして良好な状態にある。    |
| B | 該当分野の基準に照らして一定の問題が認められる。 |
| C | 該当分野の基準に照らして重度の問題がある。    |

### (6) 異議申立（～評価実施翌年度5月 ※申立て内容により終了時期が延びる可能性あり）

評価の結果、「不適合」と判定された専門職大学院は、判定の基礎となっている事実誤認がある場合にのみ、「評価結果」の通知を受けてから2週間以内に、その取消しを求めて異議申立を行うことができます（任意）。

申立てがあった場合、認証評価委員会とは独立して設置されている異議申立審査会が、事実誤認の有無を審査します。理事会は、その審査結果を踏まえ「評価結果」を再度審議し、最終決定します。

### (7) 追評価（評価実施年度の翌年度又は翌々年度）

評価の結果、「不適合」と判定された専門職大学院は、改めて基準に適合しているか否かの判定を求めて追評価を一定の期間内に申請することができます（任意）。追評価では、「評価結果」において「不適合」の判定の原因となった事項（「不適合」の原因となった「是正勧告」）の改善状況について報告を求め、評価を行います。

### (8) 改善プレゼンテーション（評価実施翌年度9月頃）、改善報告（～評価実施年度から数えて3年目の年度の7月末）

評価後の改善を支援する一環として、「適合」と判定された専門職大学院に対して、本協会が「評価結果」において提言として付した「是正勧告」、「検討課題」、その他認証評価委員会が指定した

事項について改善計画等を策定し、その内容について認証評価委員会でプレゼンテーションすることを求めています。認証評価委員会では改善計画等の妥当性を確認するとともに、委員との意見交換を通じて改善計画等に係るアドバイスを行います。各専門職大学院は、改善計画等に基づき自律的に改善等に取り組むことが求められます。

その後、「是正勧告」、その他認証評価委員会が指定した事項については、改善状況等を取りまとめた「改善報告書」を作成し、提出することを求めています（第3章参照）。本協会は、提出された資料に基づき、原則として改善報告書検討分科会と認証評価委員会が改善状況等に対する検討を行います。認証評価委員会は「改善報告書検討結果（委員会案）」を取りまとめ、専門職大学院に対して事実誤認の有無等の確認を行います。その後、認証評価委員会及び理事会の審議を経て「改善報告書検討結果」を確定し、当該専門職大学院に通知するとともに、認証評価委員会の定めに応じて本協会ウェブサイトで公表します。専門職大学院には、「改善報告書検討結果」及び本協会に提出した「改善報告書」を大学ウェブサイトに掲載することを求めます。

#### （9）重要な変更に関する届出（随時）

本協会では、専門職大学院に対し、認証評価を受けた後、次回の認証評価までの間に教育課程、教員組織について重要な変更を行った場合に、届出を求めています（第3章参照）。

### 10 認定証・認定マーク

評価の結果、本協会の設定する基準に適合していると認定された場合には、認定証及び認定マークが交付されます。専門職大学院は、この認定マークをウェブサイトや刊行物等に掲載することで、本協会から適合認定されていることを広く社会にアピールすることができます。